

蓮田市就学援助実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）

第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童等の保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童等 法第17条に規定する学齢児童、学齢生徒又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。
- (2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 区域外就学児童等 施行令第9条の規定に基づき、蓮田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が区域外就学を認めた者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助の対象者は、蓮田市内に住所を有する児童等又は区域外就学児童等の保護者で、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が認定した者とする。ただし、区域外就学児童等については、関係教育委員会と協議のうえ決定するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第114号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 教育委員会が別に定める基準に基づき要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認める者（以下「準要保護者」という。）

(就学援助の費目)

第4条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。

(就学援助の額)

第5条 就学援助の費目ごとの額は、予算の範囲内で別に定める。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者は、様式第1号の就学援助申請書に必要な

書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

- 2 翌学年の初めから小学校に入学することを教育委員会が承諾した就学予定者の保護者であって、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けようとするものは、教育委員会が指定する日までに様式第2号の就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）入学前支給申請書に必要な書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

（認定）

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就学援助の可否を決定する。

- 2 教育委員会は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、新入学児童生徒学用品費等の入学年度開始前の支給の可否を決定する。

（結果の通知）

第8条 教育委員会は、前条の規定による決定をしたときは、その結果を申請者及び当該児童等が在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）に通知するものとする。

（支給等）

第9条 就学援助費は、原則として認定を受けた者（以下「受給者」という。）が指定する金融機関口座に、口座振替により支給する。ただし、学校給食費等の援助の対象となる学校徴収金を滞納している場合は、申請書における受給者の委任への同意に基づき、学校長の指定する金融機関口座へ口座振替により支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、就学援助費のうち医療費の支給については別に定める。

（変更届）

第10条 受給者は、就学援助の申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第11条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合は、受給者としての認定を取り消し、又は就学援助費支給の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くことになったとき。

(2) 不正の手段又は虚偽の申請により就学援助費の支給を受けたとき。

(就学援助費の返還)

第 1 2 条 教育委員会は、受給者が就学援助費の受給を受けた後、前条の規定により認定等を取り消したとき、これを返還させることができる。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表（第４条関係）

費目	内容	対象者
学用品費	児童等及び区域外就学児童等の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品又はその購入費	準要保護者
通学用品費	児童等及び区域外就学児童等（小学校又は中学校の第１学年の者を除く。）が通学のために通常必要とする通学用品又はその購入費	
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童等及び区域外就学児童等が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童等及び区域外就学児童等が学校行事として宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	
新入学児童生徒学用品費等	新たに入学する児童等及び区域外就学児童等が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	
P T A会費	P T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	
学校給食費	児童等及び区域外就学児童等の学校給食費に要する費用の実費	要保護者及び準要保護者
修学旅行費	修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金	
医療費	学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２４条の規定による疾病の治療に要する経費	